	2　銚子ＶＯＲＴＡＣから真方位191°24′及び180°22′の方向へのびる直線並びにＮ34°44′Ｅ140°41′の地点から真方位304°08′及び124°08′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） 3　三宅島ＶＯＲから真方位52°29′及び62°29′の方向へのびる直線並びにＮ34°44′Ｅ140°41′の地点から真方位304°08′及び124°08′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表Ｖ17の項１ロ中「Ｎ34°44′Ｅ139°38′」を「Ｎ34°44′Ｅ140°10′」に改め、同項１ハ中「大島ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（Ｎ34°43′Ｅ139°25′）」を加える。

別表Ｖ18の項及びＷ28の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十四条の二第一項の規定に基づき、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和三十八年運輸省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

別表第３東京特別管制区の項を次のように改める。

東京特別管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度200m以上1,200m以下のもの a　Ｎ35°40′02″Ｅ139°48′46″の地点、Ｎ35°38′11″Ｅ139°47′11″の地点、Ｎ35°32′13″Ｅ139°52′53″の地点、Ｎ35°32′15″Ｅ139°56′06″の地点、Ｎ35°35′09″Ｅ139°56′05″の地点、Ｎ35°37′58″Ｅ139°52′35″の地点及びＮ35°40′02″Ｅ139°48′46″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（東京国際空港の標点（Ｎ35°33′Ｅ139°47′）を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。） b　Ｎ35°30′49″Ｅ139°52′16″の地点、Ｎ35°28′12″Ｅ139°47′09″の地点、Ｎ35°25′57″Ｅ139°48′45″の地点、Ｎ35°28′25″Ｅ139°53′58″の地点及びＮ35°30′49″Ｅ139°52′16″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（東京国際空港の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域を除く。） 2　東京国際空港の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域の直上空域で高度900mを超え1,200m以下のもの 3　次に掲げる区域の直上空域で高度300m以上1,500m以下のもの a　Ｎ35°42′09″Ｅ139°50′37″の地点、Ｎ35°40′02″Ｅ139°48′46″の地点、Ｎ35°37′58″Ｅ139°52′53″の地点、Ｎ35°35′09″Ｅ139°56′05″の地点、Ｎ35°32′15″Ｅ139°56′06″の地点、Ｎ35°32′15″Ｅ139°58′22″の地点、Ｎ35°37′01″Ｅ139°58′21″の地点、Ｎ35°39′49″Ｅ139°54′50″の地点及びＮ35°42′09″Ｅ139°50′37″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 b　Ｎ35°28′25″Ｅ139°53′58″の地点、Ｎ35°25′57″Ｅ139°48′45″の地点、Ｎ35°23′47″Ｅ139°50′18″の地点、Ｎ35°26′15″Ｅ139°55′31″の地点及びＮ35°28′25″Ｅ139°53′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 4　次に掲げる区域の直上空域で高度450m以上1,800m以下のもの a　Ｎ35°43′37″Ｅ139°51′53″の地点、Ｎ35°42′09″Ｅ139°50′37″の地点、Ｎ35°39′49″Ｅ139°54′50″の地点、Ｎ35°37′01″Ｅ139°58′21″の地点、Ｎ35°32′15″Ｅ139°58′22″の地点、Ｎ35°32′16″Ｅ139°59′55″の地点、Ｎ35°38′17″Ｅ139°59′53″の地点、Ｎ35°41′05″Ｅ139°56′23″の地点及びＮ35°43′37″Ｅ139°51′53″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 b　Ｎ35°26′15″Ｅ139°55′31″の地点、Ｎ35°23′47″Ｅ139°50′18″の地点、Ｎ35°22′28″Ｅ139°51′14″の地点、Ｎ35°24′56″Ｅ139°56′27″の地点及びＮ35°26′15″Ｅ139°55′31″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 5　次に掲げる区域の直上空域で高度600m以上1,800m以下のもの a　Ｎ35°45′46″Ｅ139°53′44″の地点、Ｎ35°43′37″Ｅ139°51′53″の地点、Ｎ35°41′05″Ｅ139°56′23″の地点、Ｎ35°38′17″Ｅ139°59′53″の地点、Ｎ35°32′16″Ｅ139°59′55″の地点、Ｎ35°32′17″Ｅ140°02′12″の地点、Ｎ35°40′09″Ｅ140°02′09″の地点、Ｎ35°42′57″Ｅ139°58′39″の地点及びＮ35°45′46″Ｅ139°53′44″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 b　Ｎ35°24′56″Ｅ139°56′27″の地点、Ｎ35°22′28″Ｅ139°51′14″の地点、Ｎ35°19′57″Ｅ139°53′00″の地点、Ｎ35°22′25″Ｅ139°58′14″の地点及びＮ35°24′56″Ｅ139°56′27″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 6　次に掲げる区域の直上空域で高度750m以上1,800m以下のもの a　Ｎ35°46′10″Ｅ139°54′04″の地点、Ｎ35°45′46″Ｅ139°53′44″の地点、Ｎ35°42′57″Ｅ139°58′39″の地点、Ｎ35°40′09″Ｅ140°02′09″の地点、Ｎ35°32′17″Ｅ140°02′12″の地点、Ｎ35°32′17″Ｅ140°04′44″の地点、Ｎ35°38′18″Ｅ140°04′41″の地点、Ｎ35°45′02″Ｅ139°59′05″の地点、Ｎ35°45′55″Ｅ139°57′33″の地点、Ｎ35°45′23″Ｅ139°55′26″の地点及びＮ35°46′10″Ｅ139°54′04″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 b　Ｎ35°22′25″Ｅ139°58′14″の地点、Ｎ35°19′57″Ｅ139°53′00″の地点、Ｎ35°18′20″Ｅ139°54′09″の地点、Ｎ35°20′48″Ｅ139°59′23″の地点及びＮ35°22′25″Ｅ139°58′14″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 7　次に掲げる区域の直上空域で高度900m以上1,800m以下のもの a　Ｎ35°46′40″Ｅ140°00′57″の地点、Ｎ35°45′55″Ｅ139°57′33″の地点、Ｎ35°45′02″Ｅ139°59′05″の地点、Ｎ35°38′18″Ｅ140°04′41″の地点、Ｎ35°32′17″Ｅ140°04′44″の地点、Ｎ35°32′18″Ｅ140°07′11″の地点、Ｎ35°38′18″Ｅ140°07′08″の地点、Ｎ35°43′12″Ｅ140°05′47″の地点、Ｎ35°46′00″Ｅ140°02′16″の地点及びＮ35°46′40″Ｅ140°00′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 b　Ｎ35°20′48″Ｅ139°59′23″の地点、Ｎ35°18′20″Ｅ139°54′09″の地点、Ｎ35°16′36″Ｅ139°55′22″の地点、Ｎ35°19′04″Ｅ140°00′36″の地点及びＮ35°20′48″Ｅ139°59′23″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 8　Ｎ35°48′57″Ｅ139°56′29″の地点、Ｎ35°46′10″Ｅ139°54′04″の地点、Ｎ35°45′23″Ｅ139°55′26″の地点、Ｎ35°45′55″Ｅ139°57′33″の地点及びＮ35°46′40″Ｅ140°00′57″の地点及びＮ35°48′57″Ｅ139°56′29″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,050mを超え1,800m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

表仙台進入管制区の項を次のように改める。

仙台進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの イ　Ｎ38°19′23″Ｅ140°39′55″の地点、Ｎ38°09′11″Ｅ140°27′51″の地点、Ｎ38°12′36″Ｅ140°49′20″の地点、Ｎ38°16′11″Ｅ140°49′35″の地点及びＮ38°19′23″Ｅ140°39′55″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（山形ＶＯＲを中心とする半径27㎞の円内の区域及び霞目飛行場の標点を中心とする半径９㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　Ｎ38°12′36″Ｅ140°49′20″の地点、Ｎ38°09′11″Ｅ140°27′51″の地点、Ｎ37°33′24″Ｅ140°27′51″の地点、Ｎ37°27′37″Ｅ140°43′58″の地点、Ｎ37°18′49″Ｅ141°03′52″の地点、Ｎ37°47′15″Ｅ141°40′05″の地点、Ｎ37°55′55″Ｅ141°49′37″の地点、Ｎ38°12′16″Ｅ141°01′20″及びＮ38°12′36″Ｅ140°49′20″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（福島ＶＯＲを中心とする半径36㎞の円内の区域に係るものを除く。）